

## 1. 本調査の概要

### 1.1. 本調査の目的

平成 23 年にスポーツ基本法（以下、「基本法」）が成立・施行された。同法では「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」とされるとともに、国や地方公共団体にはスポーツに関する施策を策定し、実施する責務を有することが明確にされた。この点について、基本法に基づいて平成 24 年に策定されたスポーツ基本計画（以下、「基本計画」）は、その冒頭（「はじめに」）において、以下のように記述されている。

図表 1：スポーツ基本計画「はじめに」

平成 23 年 6 月に制定されたスポーツ基本法においては、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされ、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等国民生活において多面にわたる役割を担うとされている。

スポーツ基本法のこのような理念の実現には、国をはじめ、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者等、スポーツに関する多様な主体が連携・協働して、スポーツの推進に総合的かつ計画的に取り組んでいくことが重要である。

出所：文部科学省 HP「スポーツ基本計画」

URL：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/plan/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/plan/index.htm)

上記背景を踏まえ、スポーツ基本計画では、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を目指して、関係各機関（国、地方公共団体、スポーツ団体等）が一体となって施策を推進し、スポーツ立国を実現するための重要な指針が示された。

基本計画は、本調査の主対象である地方公共団体によるスポーツ振興についても様々な具体的施策を提示している。そして、地方公共団体が施策を実施していくためには、スポーツに係る地域のリソース（行政・スポーツ団体・民間企業・大学・市民等の「主体」、体育館やクラブハウス等の「施設」、事業実施にあたっての「資金」等）を最大限に活用し、地域の実情にあった施策を実行することが重要である。

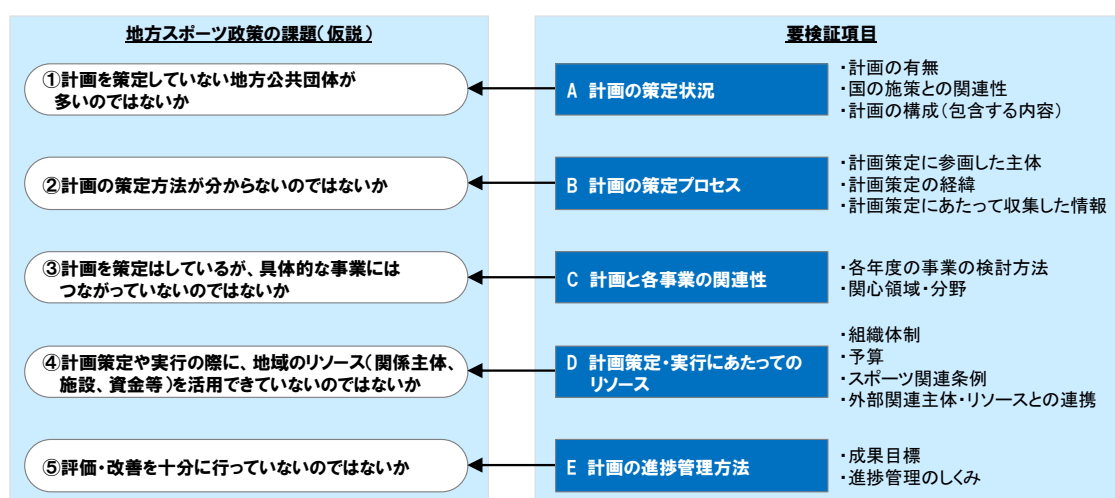
本調査は、上記背景を踏まえ、地方公共団体におけるスポーツ政策・行政体制・予算等に関するデータ及び旧計画に基づく施策の実施状況等の調査研究を実施することにより、今後、地方公共団体がスポーツ基本法やスポーツ基本計画の制定を踏まえ、新たにスポーツ推進に関する計画（以下、「地方スポーツ推進計画」※）を策定する際の検討に資することを目的とする。

※本調査では、スポーツ基本法に基づいた計画を「地方スポーツ推進計画」、スポーツ振興法に基づいた計画を「スポーツ振興計画」と表現する。また、双方の計画を総称する場合は「スポーツ政策に係る計画」と表現する

## 1.2. 本調査の問題意識

これまでの地方公共団体によるスポーツ政策には、例えば下記図表に挙げられるような課題があったのではないかと考えられる（仮説）。これらの課題を解決するとともに、地方におけるスポーツ政策を充実させるためには、地方公共団体が、基本法・基本計画の理念を踏まえ、実効性を持った地方スポーツ推進計画を策定する（あるいは既存の計画を見直す）ことが求められる。

図表 2：地方スポーツ政策における課題（仮説）



本調査は上記背景・課題意識を踏まえ、地方公共団体によるスポーツ政策（特に計画策定・実行）の実態を把握・整理し、その課題を明らかにするとともに、先進的な取り組みを行っている事例からその成功要因や工夫等を抽出する。その上で、個々の地方公共団体が基本法・基本計画の理念を踏まえ、かつ PDCA サイクルを円滑に回すための地方スポーツ推進計画の策定方法を示す指針を最終成果物として取りまとめることを本調査の最終的なゴールとする。